

参照条文

◎労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

（一～十四 略）

十五 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

（以下 略）

●労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）

（作業床）

第五百六十三条 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

（一～二 略）

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

（四～六及び第2項 略）

3 労働者は、第一項第三号ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、令第六号第十五号の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
 - 二 組立て、解体又は変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
 - 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
 - 四 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業にあつては、幅二十センチメートル以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること。
 - 五 材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。
- 2 労働者は、前項第四号の作業において安全帯等の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。